

SGEPSS フロンティア賞内規

平成 23 年 5 月 25 日制定

平成 27 年 8 月 25 日改定

平成 28 年 11 月 20 日改定

- 第 1 条 SGEPS フロンティア賞を本学会に設ける。SGEPS フロンティア賞は、本学会の周辺分野との学際融合研究、革新的技術開発、研究基盤の構築・整備等によって本学会の研究の発展に多大な貢献のあった個人あるいはグループに授け、これを表彰する。なお、本賞の英語名は、SGEPS Frontier Award とする。
- 第 2 条 受賞者は本学会会員、非会員を問わない。
- 第 3 条 受賞者は次の手続きを経て決定する。
- (1) 受賞候補者は、本学会運営委員会の中に設けられる SGEPS フロンティア賞候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）が会長に推薦する。推薦委員会は候補者を会長へ推薦するに際して、推薦委員会独自の調査と並行し、広く会員から候補者の推薦を受けるものとする。
 - (2) 推薦委員会は、各期の運営委員会ごとに設置され、その構成は各期の運営委員会の議により決定される。
 - (3) 会長は推薦を受けた候補者につき、評議員会にはかる。評議員会は議決により受賞者を決定する。
- 第 4 条 SGEPS フロンティア賞は賞状および楯とし、総会においてこれを授与する。